

道空衛

決 裁	会 会 長 長	事 務 局
	3.5.20 池田	3.5.19 林

別紙 1

建管第 216 号

令和 3 年 (2021 年) 5 月 19 日



建設業者団体の長 様

北 海 道 建 設 部 長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第53回本部会議」における決定
事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言を踏まえ、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じるとともに、特に感染状況が厳しい札幌市を始め、石狩振興局管内、小樽市及び旭川市に対し、重点的な対策を講じることとしましたので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

(1) 通知文 (知事)

(2) 資料 3 北海道医療非常事態宣言

(3) 資料 5 「北海道医療非常事態宣言」を踏まえた緊急事態措置

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和3年(2021年)5月15日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第53回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

国における緊急事態宣言を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じるとともに、特に感染状況が厳しい札幌市を始め、石狩振興局管内、小樽市及び旭川市に対し、重点的な対策を講じることとしました。

この緊急事態措置の実施により、地域における社会経済活動にも大きな影響を与えることとなりますが、現在の厳しい感染状況と医療のひっ迫状況に鑑みて、感染の拡大を抑制していくために、皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひします。

貴団体・事業者の皆様におかれましては、準備期間がない中で、様々な対策をお願いせざるを得ない状況となり、大変なご迷惑をおかけしますが、緊急事態宣言の発令及び「北海道医療非常事態宣言」を発出したこと等に鑑み、できる限りの外出自粛の徹底など、この度の決定内容について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、皆様に要請・協力をお願いしたい内容は、地域によって異なりますので、別添の資料5をご参照いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、休業や時短要請に御協力いただいた事業者の皆様に対する支援金等については、北海道のホームページをご参照願ひします。

記

- 北海道医療非常事態宣言
～ 別添「資料3」のとおり
- 「北海道医療非常事態宣言」を踏まえた緊急事態措置
～ 別添「資料5」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕